

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

(簡易略式吸収分割)

2021 年 4 月 1 日

株式会社サンマルクホールディングス

株式会社サンマルクグリル

2021 年 4 月 1 日

各位

株式会社サンマルクホールディングス

代表取締役社長 難波 篤

株式会社サンマルクグリル

代表取締役社長 山内 智央

吸収分割に係る事後開示書面

株式会社サンマルクホールディングス（以下、「サンマルクホールディングス」という）及び株式会社サンマルクグリル（以下、「サンマルクグリル」という）は、2021 年 2 月 15 日付の吸収分割契約に基づき、サンマルクホールディングスの事業の一部をサンマルクグリルに承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行いましたので、分割会社にあつては会社法第 791 条第 1 項第 1 号の規定により、承継会社にあつては会社法第 801 条第 3 項第 2 号の規定により、以下のとおり開示します。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2021 年 4 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

（1）株主による吸収分割の差止請求について（会社法第 784 条の 2 の規定による手続きの経過）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条の規定による手続きの経過）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条の規定による手続きの経過）

サンマルクホールディングスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない

め、該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続きについて（会社法第 789 条の規定による手続きの経過）

本件分割においては、サンマルクグリルに承継後もサンマルクホールディングスが重疊的に債務を引き受けることとし、会社法第 789 条第 1 項の異議を述べることができる債権者がいないため、該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条第 2 項、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過

(1) 株主による吸収分割の差止請求（会社法第 796 条の 2 の規定による手続きの経過）

本件分割においては、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、本手続きについて該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第 797 条の規定による手続きの経過）

サンマルクグリルは、サンマルクホールディングスの完全子会社であるため、会社法第 796 条の 2 の規定に定める請求はありませんでした。

(3) 債権者保護手続きについて（会社法第 799 条の規定による手続きの経過）

サンマルクグリルは、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、本件分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう、2021 年 2 月 24 日に官報にて公告を行い、かつ知れたる債権者に対して個別催告を行いました。本件分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 項）

サンマルクグリルは、効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、サンマルクホールディングスから、吸収分割契約書の定めに従い、チャイナ事業に関して有する権利義務に係る資産及び負債を承継いたしました。サンマルクホールディングスから引き継いだ資産及び負債の額（概算値）はそれぞれ以下のとおりです。

資産 : 金 381 百万円

負債 : 金 74 百万円

5. 吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2021 年 4 月 2 日(予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以上